

沖縄県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取り扱いに関する規則

〔平成19年4月1日〕
規則第18号

改正平成21年4月1日規則第2号
改正平成22年10月1日規則第7号
改正平成23年1月13日規則第1号
改正平成25年3月25日規則第3号
改正平成25年8月30日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の臨時職員の雇用、賃金、勤務時間その他身分取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「臨時職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定による臨時的に任用される職員をいう。

2 この規則において、「所属長」とは、課長及び室長をいう。

(臨時職員)

第3条 削除

(欠格事項)

第4条 次に該当する者は、臨時職員として任用することができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 懲戒処分又はこれに準ずる理由により免職された者

(解雇)

第5条 広域連合長は、臨時職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解雇することが、できる。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
- (2) 傷病、疾病（公務に起因する場合を除く。）により、引き続き7日を越えて欠勤したとき。

- (3) 私事欠勤（私傷病による欠勤を除く。）が通算して5日を越えたとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（任用期間）

第6条 臨時職員の任用期間は、1日を単位として6月を越えないものとする。ただし、その雇用を6月を超えない期間で更新できるが、再度更新することはできない。

2 育児休業法第6条第1項の規定により任用する場合は、前項の規定にかかわらず、臨時職員の任用期間は、当該育児休業の期間とする。

3 臨時職員であった者が、雇用予定期間の満了その他の事由により雇用されなくなった日から相当期間を経過しないものは雇用しない。

（任用手続）

第7条 所属長は、所属する課及び室において臨時職員を任用する必要がある場合には、臨時職員任用（更新）申請書（様式第1号）を沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出するものとする。

2 広域連合長は、臨時職員の任用を決定したときは、任用する者に対して臨時職員任用（更新）通知書（様式第2号）を、当該所属長に対して臨時職員任用（更新）通知書（様式第3号）を交付して任用するものとする。

3 臨時職員の任用開始日は、特別の場合を除き、任用する月の初日とする。

（任用期間の更新）

第8条 所属長は、前条の規定により任用期間の更新を必要とするときは、臨時職員任用（更新）申請書（様式第2号）を広域連合長に提出するものとする。

（任用期間の計算）

第9条 臨時職員の任用期間の計算方法は、次に定めるところによる。

- (1) 任用期間の計算は、年度による。
- (2) 任用期間の初日は、これを算入する。

（服務等）

第10条 臨時職員の服務及び勤務時間等は、広域連合の一般職の職員の例による。

（給与）

第11条 臨時職員の給与は、賃金、時間外勤務手当及び休日勤務手当とする。

（賃金）

第12条 臨時職員の賃金は日額6,400円とする。ただし、その額により難しいときは、広域連合長が別に定める。

(勤務1時間当りの賃金)

第13条 勤務1時間当りの賃金額は、日額を7.75で除して得た額とする。

(端数計算)

第14条 前条の算出に当り端数計算については、円未満は切り捨てる。

(賃金の減額)

第15条 臨時職員が第18条の規定による休暇以外によって欠勤したときは、その勤務しない1時間につき、第13条及び前条の規定により算出する勤務1時間当りの賃金額を減額した賃金を支給する。

(給与の支給日)

第16条 臨時職員の給与の計算期間は、月の初日から末日までとし、当月分を翌月の9日に支給する。

2 給与の支給日が、日曜日、土曜日又は広域連合の休日に当たるときは、その日の前において最も近い日曜日、土曜日又は広域連合の休日でない日を支給日とする。

ただし、特に必要があるときは、広域連合長は、これを変更することができる。

3 この規則に定めのないその他の給与の支給方法等については、一般職の職員の例による。

(出張)

第17条 臨時職員は、出張させてはならない。ただし、特に所属長が必要と認めるときは、その限りでない。

2 前項ただし書きの規定により、やむを得ず出張させる場合には、一般職の職員の例により、費用弁償を支給することができる。この場合において、支給できる金額は、管理職以外の職員相当額とする。

(休暇)

第18条 臨時職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 臨時職員の1日の勤務時間は、7時間45分とする。

3 臨時職員は、次表に掲げる継続する任用期間（月単位で計算）に応じ、同表に定める日数の年次有給休暇及び病気休暇（1日を単位とする。ただし、業務に支障がないと認められるときは、1時間を単位として与えることができる。）受けることができる。

任用期間	年次有給休暇	病気休暇
1月	1日	0日
1月を超え2月以下	2日	1日
2月を超え3月以下	3日	1日
3月を超え4月以下	4日	2日
4月を超え5月以下	5日	2日
5月を超え6月以下	6日	2日
6月を超え8月以下	10日	3日
8月を超え10月以下	11日	4日
10月を超え12月以下	12日	5日

4 年次有給休暇の管理は、所属長が行うものとする。

5 臨時職員が沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合規則第5号）別表第3第1号から第3号、第13号、第14号、第17号及び第19号から第23号のいずれかに該当する場合は、特別休暇（有給扱い。）を与えることができる。

6 第1項の病気休暇は、有給休暇とする。

（公務災害の補償）

第19条 臨時職員の公務上の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき被保険者となることができる。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（改正平成25年3月25日規則第3号）

（施行期日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（改正平成25年8月30日規則第4号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取り扱いに関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。